

路線バス停留所における「駐車可」標識の設置について

河原町・用瀬町・佐治町を運行している鳥取市南部支線バスは、道路交通法の規定により、路線バス停留所標識から半径 10m以内において駐停車禁止のため、路線バス停留所標識から 10m 以上離れた位置で乗客の乗降を行っています。

このたび、路線バス停留所標識から半径 10m以内で乗客の乗降ができるよう智頭警察署と協議を行い、一部の路線バス停留所について、鳥取県警察に「駐車可」標識を設置いただく運びとなりましたので、報告いたします。



「駐車可」標識

出典：無料のフリー素材集

1. 南部地域（河原・用瀬・佐治）におけるこれまでの経過

H24.10 バス路線の一部を幹線・支線に再編し、同路線を路線バス（緑ナンバー）と乗合タクシー（緑ナンバー）が運行

H31.3 乗合タクシー廃止

H31.4 自家用有償運送による南部支線バス（白ナンバー）が運行開始

→同じ路線を路線バス（緑ナンバー）と南部支線バス（白ナンバー）が運行

2. 道路交通法におけるバス停留所内での南部支線バス（白ナンバー車両）の扱い

南部地域で運行を行っている鳥取市南部支線バス（白ナンバー車両）は法律上自家用車扱いとなるため、路線バス停留所標識から半径 10m 以内において駐停車禁止となり、バス停留所で乗客の乗降ができません。そのため、現在は危険の伴わない範囲において、バス停留所から 10m以上離れた位置に停車して乗客の乗降を行っています。

3. 停車又は駐車を禁止する場所の特例

「道路標識等により停車又は駐車をすることができることとされているときは、これらの規定にかかわらず、停車し、又は駐車することができる。」という特例が規定されていますので、この特例に基づいて、鳥取県警察に「駐車可」標識を設置いただきます。

4. 標識を設置するバス停留所（別紙 19 箇所）

現在の利用状況や運転手や各支所の意見を参考に、標識から 10m離れた場所での乗降が困難な箇所、小中学生の利用が多い箇所、交通量の多い道路に面した箇所に設置することとし、智頭警察署と協議のうえ、別紙のとおり「駐車可」標識を設置いただくバス停留所を精査しました。

5. 今後の対応

令和 2 年 6 月に全 19 箇所の標識が設置完了予定です。

利用者や地域の意見を参考に、追加で標識を設置いただくバス停留所について検討します。

規制緩和標識を設置するバス停一覧 (19 箇所)

(1) 河原地域

1. 河原口 (1 箇所) 上り



2. 河原 (2 箇所)

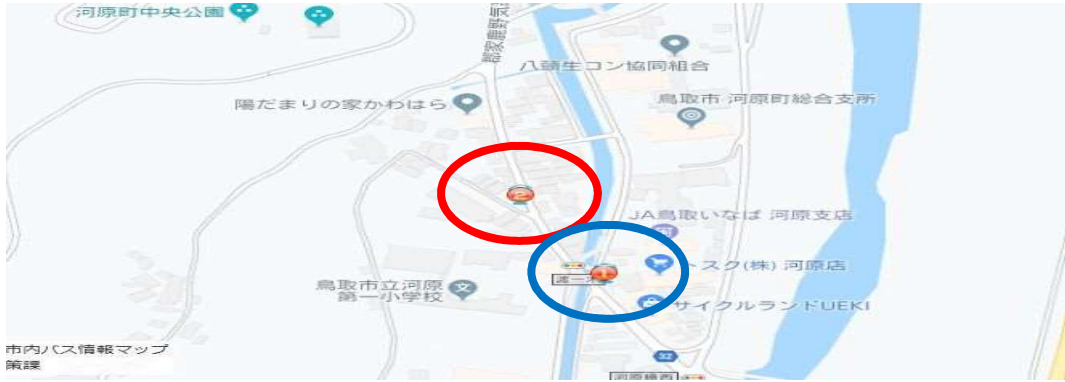


上り

下り



3. 河原町総合支所（2箇所）

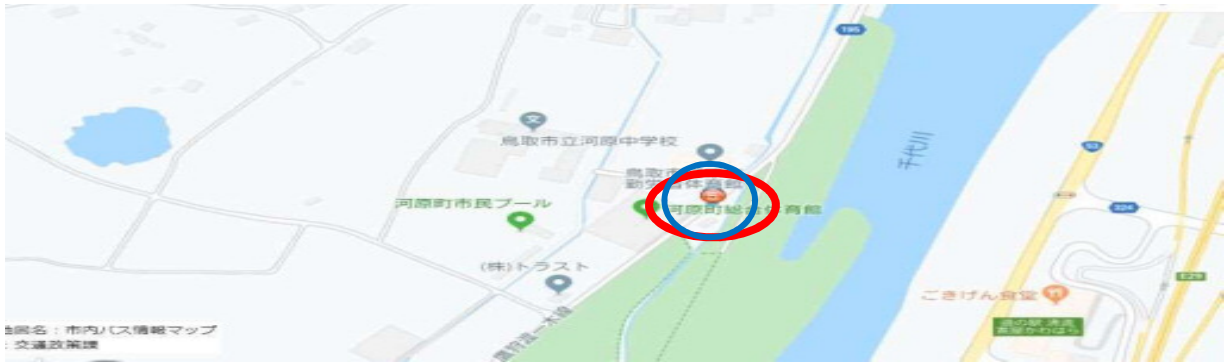


上り

下り

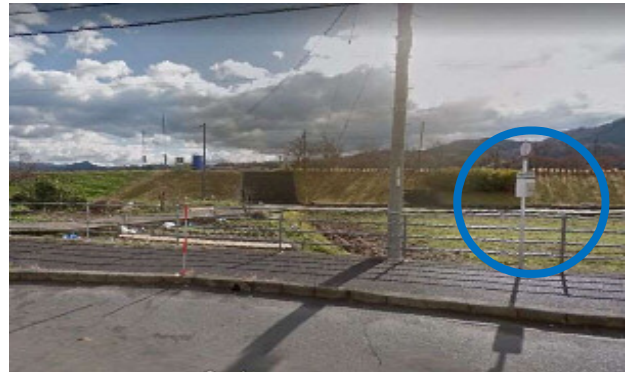


4. 河原中学校前（2箇所）



上り

下り



(2) 用瀬・佐治地域

1. 用瀬 (2箇所)



上り



下り



2. 千代南中 (2箇所)



上り



下り



3. 用瀬小（2箇所）



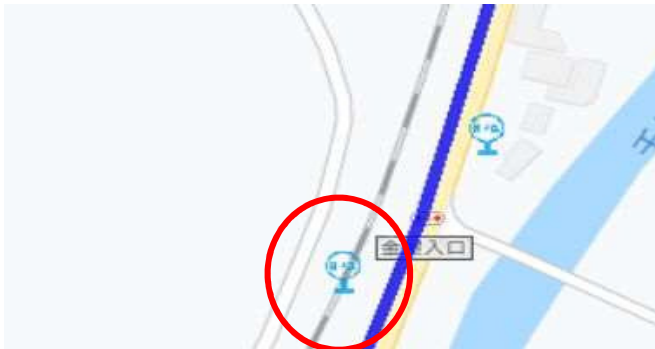
上り



下り



4. 金屋（1箇所）上り



5. 鳥取ダイヘン前（1箇所）上り



6. 社（国道）（2箇所）



上り



下り



7. 社地区公民館前（1箇所）下り



8. 社（県道）（1箇所）上り

